

就業規則リスク無料診断シート

貴社の就業規則が社員とのトラブルを未然に防ぐことができるものになっているかどうかを簡易診断し、その結果をご報告させていただくものです。

※は必ずご記載ください。記載漏れがありますと診断結果をお知らせできない場合がございます。

当事務所からのメールを正しく受け取れない可能性がありますので、携帯電話等のメールアドレスのご使用はお控えください

貴社名※			
会社住所※			
ご担当者様名※			
業種※			
メールアドレス※			
電話			
FAX			

※すべて必ずご記載ください。

Q1	従業員数は何名ですか？	_____人	
Q1	「この就業規則に規定のない事項については、労働基準法その他の法令による」という規定が入っていますか？	☐ はい	☐ いいえ
Q2	車を使う業種で、採用選考時に「運転記録証明書」を提出させていますか？（営業車を使用する業種の場合にお答えください）	☐ はい	☐ いいえ
Q3	「社員として採用された者は、入社の日から○日以内に次の書類を提出しなければならない。」という規定で6 日以上の期間内になっていませんか？	☐ はい	☐ いいえ
Q4	「身元保証人は2 名とし、本人の親、又は独立の生計を営み公民権を有する成年者で会社が適当と認めた者とする。」という身元保証人の規定が入っていますか？	☐ はい	☐ いいえ
Q5	「試用期間は、事情により設けず、または短縮し、もしくは採用の日から1 年を超えない範囲で1 回に限り延長することがある。なお、延長する場合には、2 週間前までに本人に通知する。」という延長規定が入っていますか？	☐ はい	☐ いいえ
Q6	「会社は、社員に対し、日常の指示、命令として研修(一般教養等に関する研修や合宿研修を含む)を命じることがある。」という研修に関する規定は入っていますか？	☐ はい	☐ いいえ
Q7	「私傷病以外の自己都合により1 箇月以上欠勤したとき」「刑事事件に関し起訴され、業務に支障をきたすと会社が判断したとき」という休職事由が規定されていますか？	☐ はい	☐ いいえ
Q8	「休職を命じられた者が、休職期間満了前に復職した場合で、復職後30 日を経ないで、再び当該休職事由と同一ないし類似の事由により欠勤したときは、休職を命じる。この場合、休職期間は中断せず、前後の期間を通算する。」という、休職期間の通算規定がありますか？	☐ はい	☐ いいえ



FAX : 048-674-5868

Q9	休職中の社員が復職する場合に、診断書の提出について「会社が指定する医師の診断書の提出を命じることがある。」という規定を設けていますか。又、診断書の料金に関する取り決めをしていますか？	☐ はい ☐ いいえ
Q10	「会社に連絡がなく30日が経過してもなお、所在不明のとき」という行方不明社員への対応規定がありますか？	☐ はい ☐ いいえ
Q11	「社員が自己の都合により退職」する場合の、「業務引き継ぎ規定」がありますか？	☐ はい ☐ いいえ
Q12	個人情報保護・秘密情報管理規定はありますか？又、入社時と退職時に誓約書を取っていますか？	☐ 規定あり ☐ いいえ
Q13	「会社の許可なく、同業他社に就業し、又は自ら会社の業務と競争になる競業行為を行ってはならない。退職後においても会社の営業秘密その他の会社の利益を害する不当な競業行為を行ってはならない」という競業禁止規定はありますか？	☐ はい ☐ いいえ
Q14	セクハラ関係の相談部署は社内に設置されていますか？	☐ はい ☐ いいえ
Q15	労災の上乗せ補償を整備していますか？整備している場合でも、民間保険との支払額に關しての調整規定を設けていますか？	☐ はい ☐ いいえ
Q16	係長職以上を管理監督者とする旨の規定がありますか？	☐ はい ☐ いいえ
Q17	「社員等からの法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じ、通報を受ける窓口を〇〇部に設ける」という内部通報者に関する取り扱い規定はありますか？	☐ はい ☐ いいえ
Q18	「勤務時の装い（衣服・髪型・化粧・アクセサリー・爪等）は、常に清潔を保ち、過度に華美な印象を与えるものは避けること」という、服務規程は入っていますか？	☐ はい ☐ いいえ
Q19	マイカー通勤を許可制にしていますか？車両管理規程はありますか？ ※マイカー通勤者がいる場合のみお答えください。	☐ はい ☐ いいえ
Q20	「懲戒に該当する行為があった社員に対して、事実調査のため必要がある場合には、その処分が決定されるまでの間、自宅待機を命じることがある。」という規定はありますか？	☐ はい ☐ いいえ

【お問い合わせ】

ご記入いただき、ありがとうございました。FAX受取りから概ね3日以内に診断結果をご連絡いたします。

FAX: 048-674-5868

社会保険労務士事務所 グランディス 〒331-0822 埼玉県さいたま市北区奈良町26-1-208

TEL : 048-653-5867 FAX : 048-674-5868 URL : <http://www.uchida-sr.jp>